

未来の  
投票率  
アップ

# 子どもを投票に連れて行くと 未来の投票率が上がる!?

選挙権年齢の引き下げにより、家庭での子どもへの主権者教育の大切さが改めて認識され始めています。総務省が18歳～20歳を対象に行った「18歳選挙権に関する意識調査」では、子どもの頃に親の投票に付いて行ったことがない人の投票率は**41.8%**、付いて行ったことがある人の投票率は**63.0%**と大きな差が開いています。実際に投票している姿を子どもに見てもらふことは、政治や社会に興味を持ってもらう第一歩になるのではないのでしょうか。

## 豆知識

平成28年の公職選挙法一部改正により、選挙人が同伴できる子どもが「幼児」から「18歳未満」に拡大されました。



## クイズに挑戦して記念品をゲットしよう!



子どもも楽しめる選挙に関するクイズを用意しました。小学生～18歳未満の子どもと一緒に投票所に行き、解答用紙を提出してください。全問正解者には記念品をプレゼント（後日郵送）します。ぜひ挑戦してみてください。答えは8月15日発行の広報あづみの8月号通常版に掲載します。

### 【選挙クイズ】

- Q1. 8月5日の県知事選挙では、18歳の誕生日が8月6日の人は投票できる? できない?
- Q2. 県知事選挙は何歳になれば立候補できる?
- Q3. 投票所入場券をなくしてしまった人は投票できる? できない?
- Q4. 郵便投票・インターネット投票・点字投票 このうちできない投票はどれ?
- Q5. 得票数が同じだった場合、どのように当選した人を決める?
- Q6. まちで見かける候補者ポスターの掲示板、ポスターを貼る場所はどのように決まる?

### 【解答方法】

必要事項とクイズの解答を下の解答用紙に記入し、投票所（期日前投票所含む）で提出  
※小学生～18歳未満の子ども連れの人対象です。  
※既に期日前投票をした人も、子どもを連れて再度投票所（期日前投票所含む）に行けば提出できます。

## 【選挙クイズ】 解答用紙 ※コピーでも使用可

----- キリトリ線 -----

(子どもの)  
名前 \_\_\_\_\_  
(子どもの)  
年齢 \_\_\_\_\_  
郵便番号 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

【解答】 ※解答を○で囲んでください

- Q1. \_\_\_\_\_ できる ・ できない
- Q2. \_\_\_\_\_ 18歳 ・ 25歳 ・ 30歳
- Q3. \_\_\_\_\_ できる ・ できない
- Q4. \_\_\_\_\_ 郵便投票 ・ インターネット投票 ・ 点字投票
- Q5. \_\_\_\_\_ くじ引き ・ 上位2名で決選投票 ・ もう一度選挙
- Q6. \_\_\_\_\_ くじ引き ・ 立候補の届出順 ・ 早い者勝ち

投票日

# 8月5日



投票時間 午前7時から午後8時まで

※大口沢公民館は午後6時まで

投票日当日の投票所はお住まいの場所で指定されます。また、投票所の場所が変更となっているところがありますので、投票所入場券を確認の上、お出掛けください。市ホームページでも確認ができます。

## 期日前投票

※どの期日前投票所でも投票できます

市役所本庁舎・穂高支所

7月20日(金)～8月4日(土)

三郷公民館・堀金支所・明科公民館

7月28日(土)～8月4日(土)



忘れないでね!  
ご旅行前の  
期日前投票

■時間 午前8時30分～午後8時

■持ち物 投票所入場券

※入場券の裏面が期日前投票宣誓書（兼請求書）になっており、事前に記入して持参すると、スムーズに期日前投票ができます。

☎市選挙管理委員会事務局 ☎71・2031 ☎72・9266

■投票ができるのは  
市の永久選挙人名簿に登録されている人が投票できます。  
▽日本国民で、投票日に満18歳以上（平成12年8月6日以前に出生）の人  
※平成12年8月6日生まれの人は投票できます。  
▽平成30年4月18日以前から引き続き安曇野市に住民登録されている人  
※本年4月19日以降に県内の他の市町村から安曇野市へ転入の届出をした人は、転入前の旧住所地で投票できます。  
※投票日前に県外へ転出した人は、投票できません。  
■市内で転居した場合は  
本年7月3日までに転居届を出した人は、新住所地の投票所で投票できます。7月4日以降に届出をした人は、旧住所地の投票所で投票することになります。  
■投票所入場券をお忘れなく  
投票所入場券（はがき）を有権者の世帯主宛てに郵送します。はがき1枚に同一世帯の有権者4人分までの入場券が含まれています。入場券を紛失した場合、投票所でその旨をお伝えください。

## 投票方法

投票方法	内容
郵便による不在者投票	重度の身体障がいのある人が在宅で郵便により投票できる制度です。
病院・施設等での不在者投票	不在者投票ができる施設に指定されている病院や老人ホーム等に入院・入所している人は、施設で不在者投票することができます。
滞在地での不在者投票	投票日に仕事や学業などで他の市区町村に滞在中の人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票できます。
代理投票	字を書くことができない人のための制度で、投票所係員が補助者となります。
点字投票	目が不自由な人のための制度です。

■選挙公報のお届け  
候補者の経歴・政見などを掲載した選挙公報は、投票日の2日前までに新聞折り込み等でお届けします。発行後は、市役所・各支所の窓口にも備え置き、市ホームページでも見ることができます。郵送を希望する人は、選挙管理委員会事務局へご連絡ください。  
■さまざまな投票方法  
不在者投票は、事前に手続きが必要ですが、早めに申請を済ませましょう。手続き等詳細は選挙管理委員会に問い合わせください。